4 消安第3785号 4 消安第3786号 4 農産第2960号 4 農産第2958号 4 農産第1592号 4 畜産第1592号 7 和4年10月24日

中国四国農政局消費・安全部長 殿中国四国農政局生産部長 殿

消費·安全局農産安全管理課長 消費·安全局畜水産安全管理課長 農産局園芸作物課長 農産局技術普及課課長 農産局農業環境対策課長 農産局農業環境対策課長 畜産局産振興課長

「牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」の一部改正について

農林水産省は、クロピラリドによる園芸作物等の生育障害の発生を防止するため、輸入飼料やこれを給与した牛等の排せつ物に由来する堆肥にクロピラリドが含まれる可能性等の情報について、飼料の輸入業者から園芸農家等まで確実に共有し、園芸農家等において生育障害を未然に防ぐ取組を適切に実施することを主な内容とする通知(「牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」(平成28年12月27日付け28消安第4228号、28消安第4230号、28生産第1606号、28生産第1607号、28生産第1602号、28生畜第1121号、28生畜第1120号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、生産局園芸作物課長、技術普及課長、農業環境対策課長、畜産部畜産振興課長及び飼料課長通知。以下「7課長連名通知」という。))を発出するとともに、作物の生育障害と土壌中のクロピラリド濃度との関係を解明する試験研究等を実施しました。

今般、試験研究を基に「飼料及び堆肥に残留する除草剤 (クロピラリド) の 簡易判定法と被害軽減対策マニュアル (第3版)」 (国立研究開発法人農業・ 食品産業技術総合研究機構) が公表されたことから、7課長連名通知を別紙新 旧対照表のとおり改正するので、貴局管内各県に周知いただきますようお願いします。